

規制シート(様式)

190192100570001

平成28年12月27日

規制の名称	公有水面埋立の免許	所管府省	国土交通省
根拠法令等	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	水管理・国土保全局水政課長 甲川 壽浩 港湾局総務課長 島田 勘資
規制目的	国有財産である公有水面を埋め立て、これを利用することが、国土の開発その他国民経済の向上に資するものであるとともに、環境の保全及び災害の防止に大きな影響を与えるものであることに鑑み、公有水面の埋立に関する手続きを定めることにより、当該埋立が適正かつ合理的に行われ、もって公共の福祉を増進させることを目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・公有水面を埋め立てようとする者は、都道府県知事(指定都市の長、港湾管理者の長を含む。以下同じ。)の免許を受けなければならない。(第2条) ・埋立免許を受けた者は、水面権利者に対し損害の補償又は損害防止施設を設置しなければならない。(第6条) ・埋立免許を受けた者は、水面権利者に対し損害の補償又は損害防止施設を設置した後でなければ、工事に着手できない。(ただし水面権利者から工事着手の同意を得た時又は都道府県知事が裁定した補償金額を供託した場合を除く。)(第8条) ・埋立の免許を受けた者は、都道府県知事の指定する期限内に工事の着手及び工事の竣功をしなければならない。(第13条) ・埋立の免許を受けた者は、免許の出願事項の変更(埋立区域の縮小、埋立地の用途変更、設計概要の変更、工事着手期限及び工事竣功期限の伸長)を行うときには、都道府県知事の許可を受けなければならない。(第13条の2) ・埋立の免許を受けた者は、都道府県知事の許可を受けなければ、埋立を行う権利を他人に譲渡できない。(第16条) ・埋立の免許を受けた者は、埋立に関する工事が竣功したときは、遅滞なく都道府県知事に竣功認可を申請しなければならない。(第22条) ・埋立の免許を受けた者は、埋立地の竣功認可告示日の前に、埋立工事用ではない工作物を設置しようとするときには、都道府県知事の許可を受けなければならない。(第23条但書) ・竣功した埋立地の所有権の取得者又はその一般承継人は、埋立地の竣功認可告示日より10年間に、所有権の移転又は埋立地に関する権利設定しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。(第27条) ・竣功した埋立地の所有権の取得者又はその一般承継人は、埋立地の竣功認可告示日より10年間に、当該埋立地の免許出願又は用途変更の告示をした際の用途と異なる用途に供しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。(第29条) 	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	国有財産である公有水面を埋め立て、これを特定の者が所有権を取得して利用することが国土の開発その他国民経済の向上に資するとともに環境の保全及び災害の防止に資するものとなるようにするという本法の目的を達成するため、都道府県知事の免許・許可・認可による手続が必要であり、現行制度の維持が必要と考えている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		